

諸江通り区域沿道景観形成基準

<p>■景観形成基本方針 沿道としての統一感と品格を持たせることで、心地よさや気配りが感じられる沿道景観を創出する。</p>		
区 間 別 方 針	I 区間 (広岡1丁目交差点～諸江上丁交差点)	II 区間 (諸江上丁交差点～問屋町交差点)
	・金沢の都心部への期待感を演出する近代的で品格ある景観づくり	・沿道景観の統一感を演出しながら、潤いと品格を感じさせる景観づくり
沿 道 景 観 形 成 基 準	<p>共 通 基 準</p> <p>■誰もが安心して利用できる道路構造とし、適正な維持管理を行う。</p> <p>■楽しく歩ける歩行者空間となるよう歩道舗装の工夫に努める。</p> <p>■歩行者や運転者が潤いと安らぎを感じられるよう、街路樹（マロニエまたはアラカシ）の連続的な配置に努める。</p> <p>■街路灯、防護柵等の意匠及び色彩は、華美でなく洗練されたものとなるよう努める。</p> <p>■道路標識の支柱・裏面等の色彩は、茶系の落ち着いた色調となるよう努める。</p> <p>■道路附属物の集約化や意匠及び色彩の統一を図るなど、すっきりとした沿道景観の創出に努める。</p> <p>■主要な交差点においては、街並みの節目（目標、距離感、方向性）となる魅力ある空間として、路面舗装の工夫、高木緑化等により地域の個性の創出に努める。</p>	
	<p>共 通 基 準</p> <p>■屋上広告については、すっきりとした心地よい沿道景観の創出を図るため禁止とする。</p> <p>■壁面広告、突出広告の高さの上端は6m以下とする。ただし、ビル名称は除く。</p> <p>■独立広告を設置する場合は、1住所（1敷地）に1基とする。ただし、必要最小限の駐車場誘導広告等は除く。</p> <p>■独立広告の高さの上端は6m以下とし、1基で1面あたりの面積の合計は5㎡（両面で10㎡）以下、1住所（1敷地）内の合計（必要最小限の駐車場誘導広告等を含む）は15㎡以下とする。</p> <p>■自家広告以外の広告については、誘導を目的とするものに限る。1住所（1敷地）に1基までとし、高さは4m以下とする。</p> <p>■蛍光塗料、赤・黄色等原色のみでの面的使用、点滅照明、可変表示広告（電光表示板や大型LED等）は禁止とする。</p> <p>※敷地面積が1000㎡以上の商業業務施設※2は、沿道景観形成上支障がない範囲内において金沢市屋外広告物条例の基準まで緩和することができる。</p>	
道 路 ・ 道 路 付 属 物 ※1		
広 告 物 等		

建 築 物 等	<p>共 通 基 準</p> <p>■高さについては、周辺の住環境等への影響を考慮し、沿道の街並みとの調和や連続性に配慮する。</p> <p>■形態及び意匠については、街並みと調和したものとなるよう努める。</p> <p>■色彩については、</p> <p>①屋根は、黒、グレー、濃茶、濃緑、又は濃紺等の低明度、低彩度の色調とする。</p> <p>②外壁は、グレー、低彩度の茶等の落ち着いた色調を基本とする。</p> <p>※沿道に面する商業業務施設は周辺景観との調和に特に配慮すること。</p> <p>■敷地境界付近については、周辺からの見え方への配慮および災害時の安全性を確保するため、コンクリートブロック塀等の使用は避け、積極的に生垣や植栽を設置するよう努める。</p>							
	<p>区 間 基 準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>I 区間</th> <th>II 区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁 面 等 ※3 の 位 置</td> <td> <p>・沿道部の緑化空間や広がりある沿道景観を確保するため、以下の基準によることとする。</p> <p>・壁面等から（都）堀川・栗崎線の道路境界線までの距離は、原則として1m（公共公益施設や敷地面積が1,000㎡以上の商業業務施設については2m）以上確保する。</p> </td> <td> <p>・壁面等から（都）諸江・向栗崎線の道路計画線までの距離は、原則として1m（公共公益施設や敷地面積が1,000㎡以上の商業業務施設については2m）以上確保する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			I 区間	II 区間	壁 面 等 ※3 の 位 置	<p>・沿道部の緑化空間や広がりある沿道景観を確保するため、以下の基準によることとする。</p> <p>・壁面等から（都）堀川・栗崎線の道路境界線までの距離は、原則として1m（公共公益施設や敷地面積が1,000㎡以上の商業業務施設については2m）以上確保する。</p>	<p>・壁面等から（都）諸江・向栗崎線の道路計画線までの距離は、原則として1m（公共公益施設や敷地面積が1,000㎡以上の商業業務施設については2m）以上確保する。</p>
		I 区間	II 区間					
壁 面 等 ※3 の 位 置	<p>・沿道部の緑化空間や広がりある沿道景観を確保するため、以下の基準によることとする。</p> <p>・壁面等から（都）堀川・栗崎線の道路境界線までの距離は、原則として1m（公共公益施設や敷地面積が1,000㎡以上の商業業務施設については2m）以上確保する。</p>	<p>・壁面等から（都）諸江・向栗崎線の道路計画線までの距離は、原則として1m（公共公益施設や敷地面積が1,000㎡以上の商業業務施設については2m）以上確保する。</p>						
<p>共 通 基 準</p> <p>■土地の形質の変更を行う場合には、周辺環境との調和に配慮する。</p> <p>■駐車場を整備する場合は、道路からの見え方に配慮して、道路境界付近の花木、中高木の植栽や周囲の生垣緑化等の修景に努める。</p>								
土 地 の 形 質								

緑化	共通基準 ■沿道景観に潤いを与え、金沢への来訪者や施設利用者へのもてなしの意を表すため、特に道路側の緑化に努める。公共公益施設や商業業務施設については、特に配慮すること。 ■独立広告等の工作物の足元の緑化や建築物の屋上緑化・壁面緑化等を検討し、周辺の街路樹と一体となった緑化空間の創出に努める。 ■敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合、その保全・活用に努める。	
	区間基準	
	I 区間 ・街路樹の維持管理活動に協力する。 ・街路樹足元の積極的な緑化に努める。	II 区間 ・1敷地に1本以上の中高木の植栽に努める。
その他	共通基準 ■屋外に設置する設備機器は、道路から直接見えにくい場所に設置する。やむを得ず道路に面する側に設置する場合には、ルーバー等の目隠し修景により周辺からの見え方に配慮する。 ■物件のたい積を行う場合は、周辺の景観を阻害しないよう、敷地内の適切な維持管理を行い、敷地周囲の緑化等による目隠し修景に努める。 ■道路占用物の形態、意匠及び色彩は、華美でなく洗練されたものとなるよう努める。 ■雑草の除去等適切な維持管理によって、周辺の景観を阻害しないよう努める。	

※1 (都)堀川・粟崎線および(都)諸江・向粟崎線に関する基準。

※2 次に掲げる施設をいう。

ア 物品販売業を営む店舗又は飲食店

イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

ウ ボーリング場、スケート場又は水泳場

エ その他アからウまでに掲げる施設に類するもの

※3 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面をいう。